

(2024年12月16日)

登録計装基幹技能者の取得をめざす方へ

2025年

登録計装基幹技能者

新規認定講習のご案内

(一社) 日本計装工業会ホームページ (<https://www.keiso.or.jp/>)

※このご案内の最新版もダウンロードすることができます。

AJII 一般社団法人 日本計装工業会

The Association of Japan Instrumentation Industry

1. 認定講習について

この認定講習は、建設業法施行規則第 18 条の 4 の規定に基づき実施する計装工事従事者の国土交通省認定資格「登録計装基幹技能者」について、認定評価を行うための講習です。

本講習の修了者（修了証発行日以降）は、受講(受験)申込書の「申請する建設業の種類」に記載された建設業許可業種の主任技術者要件を満たす者と認定されます。

また、経営事項審査においては、1 業種 3 点の加点として認定（ただし、登録計装基幹技能者 1 人につき 2 業種まで）されます。

2. 講習実施団体・登録基幹技能者制度推進協議会

■主催：一般社団法人 日本計装工業会

〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-4-5 東神田堀商ビル 4 階

URL <https://www.keiso.or.jp/>

電話 03-5846-9165 FAX 03-5846-9166

■後援：一般財団法人建設業振興基金

3. 登録計装基幹技能者の職務

登録基幹技能者が工事現場で果たす役割は、一般の技能者に期待されている職務内容と大きく異なり、技能者の 1 人として現場施工の一端を単に担うだけではなく、技術者との意思疎通を通じて、現場状況に適した施工方法等の提案・調整等を行い、実際の施工に当たっては施工範囲内の技能者の取りまとめ役として適切な作業管理を行わなければなりません。

登録基幹技能者に必要とされる役割と能力を以下に示します。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案・連絡・調整
- ② 工事の品質・安全・工程管理等に係る作業管理、現場の技能者に対する施工の指示・指導
- ③ 作業を効率的に行うための技能者の適正配置、作業手順・作業方法の構成
- ④ 前工程・後工程に配慮した他業種の登録基幹技能者（職長等）との連絡・調整

4. 受講資格

次に示す要件をすべて満たすものでなければなりません。

(1) 計装工事における実務経験が 10 年以上であること

- ・計装工事とは、計測制御機器、監視制御装置、これらの配管配線を工作物に設置、又は試験・調整等を行い計装システムを稼働させる工事
- ・計装工事に関して、建設業法に定められている「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」又は「機械器具設置工事」のいずれか 1 つの建設工事について、10 年以上の実務経験

(2) 3 年以上の職長経験を有していること

- ・職長・安全衛生責任者教育を修了して、受講申込日までに (1) に掲げる建設工事について 3 年以上の実務経験

※(1)(2)について、複数の建設業で申請する場合の注意事項

- ① 申請する業種ごとに実務経験年数と職長経験年数の要件を満たしていること
- ② 申請する業種ごとに指定された実務経験証明書に記入し、証明者の署名捺印が必要
- ③ 経験年数は、同一工事で他の業種と重複がないように注意して計算すること

(3) 次の(ア)から(ウ)に掲げる条件のいずれか1つを満たす者であること

(ア) 2級計装士

(イ) 2級施工管理技士(電気、管又は電気通信)

(ウ) 次の①、②及び③に掲げる条件のすべてを満たす資格を有する者

① 以下の3資格のうち、いずれか1資格を有する者

- ・ 第一種電気工事士(試験合格)
- ・ 1級配管技能士(建築又はプラント)
- ・ 1級情報配線施工技能士

② 以下の4資格のうち、いずれか3資格以上を有する者

- ・ 高所作業車運転技能講習又は特別教育
- ・ 足場の組立て等作業主任者又は作業従事者特別教育
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習又は特別教育
- ・ 電気取扱業務(低圧)特別教育

③ 以下の5資格のうち、いずれか3資格以上を有する者

- ・ 玉掛け技能講習又は特別教育
- ・ 研削といしの取替え業務の特別教育
- ・ 酸素欠乏危険作業主任者(第1種又は第2種)又は特別教育
- ・ ガス溶接技能講習又はアーク溶接特別教育
- ・ 特定粉じん作業特別教育

※(ア)(イ)について、1級計装士、1級施工管理技士は条件を満たしているものとします。

※(ウ)①の第一種電気工事士(試験合格)について、第一種電気工事士免状を有する者は条件を満たしているものとします。

5. 受講申込みに必要な証明書類

受講資格条件を満たす証明書として、次の(1)～(3)の書類を添付して下さい。

- (1) 実務経験については、事業主が証明した実務経験証明書(第1号様式)。受講者本人が事業主の場合は、記載事実に相違がない旨の誓約文の記載(署名、押印を含む)が必要。(実務経験の証明者は、受験申請者に対して人事権を有する者も認められる。)
- (2) 職長経験については、同上実務経験証明書の職長欄に記載し、労働安全衛生法第60条による建設業としての職長教育修了証の写しを受講申込書式3に貼付する。
- (3) 4.受講資格(3)に該当する資格合格証明書又は講習等の修了証の写しを受講申込書式2に貼付する。
- (4) 受講申込書及び実務経験証明書は、原則として次に掲げる場合を除き返却いたしません。
 - ① 日本計装工業会の責に帰すべき事由により講習を受けることができなかったとき
 - ② 受講者の責によらない事由により講習を受けることができなかったとき

6. 申込受付期間

各会場とも2025年2月17日(月)～4月7日(月)消印有効

但し、各会場とも、定員となり次第締切りとさせていただきます。

応募状況は、日本計装工業会のホームページでご確認下さい。URL <https://www.keiso.or.jp/>

7. 教材

教材は講習会場にて受講受付の際に配付します。

- ・登録計装基幹技能者テキスト（日本計装工業会発行）
- ・登録基幹技能者共通テキスト（建設業振興基金発行）

8. 開催日

2025年5月24日(土)、25日(日)の2日間とします。

9. 講習の開催地 北海道、関東、関西、四国、九州の5つの地区で同時開催

開催地は、計装工業会HPの開催地希望アンケート結果(10/1～11/8実施)に基づき決定しています。

地区	都市	会場	定員	住所	TEL
北海道	札幌	ACU (アキュ) アスティ 45	30名	札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ 45 16F	011-272-3838
関東	東京	TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター	30名	東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP 市ヶ谷ビル	03-5227-6911
関西	大阪	新梅田研修センター	30名	大阪府大阪市福島区福島 6-22-20	06-4796-3371
四国	高松	高松サンポートホール会議棟	30名	香川県高松市サンポート 2-1	087-825-5000
九州	福岡	リファレンスはかた近代ビル 貸し会議室	30名	福岡市博多区博多駅東 1-1-33 はかた近代ビル 1F	092-436-5754

受講申込書に希望の講習会場を記入して下さい。

※受講申込み後に希望会場を変更したい場合には、受講申込みの締切日までに一般社団法人日本計装工業会あてにご連絡下さい。会場の定員数が超過していない場合に限り変更希望に対応します。

10. 受講料・振込先

受講料： 34,500円（受講手数料 31,364円＋消費税 10% 3,136円）

- (1) 受講料には、受講費、教材費、講習修了証作成・発行費が含まれています。
交通費、昼食費、宿泊費は含みません。
- (2) 受講料は、次の口座に振込み下さい。※振込み手数料は受講者をご負担下さい。

・振込み先 金融機関 みずほ銀行（銀行コード 0001）

店名 新橋支店（店番 130）

預金種目 普通預金

口座番号 0999142

口座名 一般社団法人日本計装工業会

フリガナ イッパシヤダノホジニホンケイソウコウギョウカイ

※登録番号 T4010405010341

- (3) 申込受付後の受講料は、原則として次に掲げる場合を除き返却いたしません。

- ① 申込書及び添付書類による受講審査の結果、受講資格を満たさないと認められたとき
- ② 日本計装工業会の責に帰すべき事由により講習を受けることができなかったとき
- ③ 受講者の責によらない事由により講習を受けることができなかったとき
- ④ 受講申込み後、講習の実施日の3週間前までに受講の取り消しの申し出があったとき
ただし、返却する場合は、受講料から所定の手数料を差し引いた額とする

最寄駅から講習会場までのアクセス（詳細は、各会場のホームページからご確認ください。）

【北海道】ACU（アキュ）アスティ45

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西5-1
アスティ45 16F

https://www.acu-h.jp/sapporo/koutsu_access

JR 札幌駅⇒徒歩 5分

地下鉄南北線さっぽろ駅⇒徒歩 3分



【関東】TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター

〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP 市ヶ谷ビル

<https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-ichigaya/>

JR 総武線 市ヶ谷駅 徒歩 2分

東京メトロ南北線・有楽町線 市ヶ谷駅(7番出口)

⇒徒歩 1分、都営新宿線 市ヶ谷駅(4番出口)⇒徒歩 2分



【関西】新梅田研修センター

〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島 6-22-20

<https://www.shinumedacenter.com/access/>

JR 大阪駅 桜橋口⇒直通バス 5分

JR 大阪駅 中央北口⇒徒歩 10分

JR 環状線 福島駅⇒徒歩 7分



【四国】サンポートホール高松

〒760-0019 香川県高松市サンポート 2-1

<https://www.sunport-hall.jp/access/>

JR 高松駅⇒徒歩 3分

ことでん高松築港駅⇒徒歩 5分

高松港⇒徒歩 2分

高松空港⇒リムジンバス(JR 高松駅行き)約 45分



【九州】リファレンスはかた近代ビル貸し会議室

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 1-1-33
はかた近代ビル 1F

<https://re-rental.com/kindai/access/>

JR 博多駅 筑紫口⇒徒歩 3分

福岡市営地下鉄博多駅(東4番出口)⇒徒歩 3分



11. 講習申込書送付先

- 住所 〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-4-5 東神田堀商ビル4階
- 宛先 一般社団法人 日本計装工業会
- 電話 03-5846-9165

12. 申込み方法

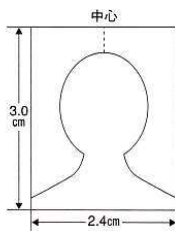
以下の書類に必要事項を記入し、写真、受講料振込み証明書及び必要書類の写しを貼付の上、「講習申込先」まで簡易書留にてお送り下さい。封筒には宛名用紙（受講申込書式7）を貼付して下さい。

※黒ボールペンで記入して下さい（鉛筆・消えるボールペンは使用できません）

※記入例をホームページに掲載しております URL <https://www.keiso.or.jp/>

(1) 受講申込書（受講申込書式1）

所定の事項を記入後、写真を貼付して下さい。



①申込者本人のみがカラー写真で撮影されたもの（モノクロ写真は不可）

②6ヶ月以内に撮影されたもの

③たて3.0cm よこ2.4cm ふちなし正面、肩口まで写っているもの、無帽、無背景

※写真の裏面に氏名と生年月日を記入して下さい

※写真は申込書の所定の位置にはみださないように貼って下さい

※写真は講習修了後に発行される修了証に証明写真として印刷されます

※パソコンプリンターで印刷する場合、画像データ、プリンターともに高画質のものをいい、写真用光沢紙に印刷して下さい

（注）受講申込書・受講受付票に貼付する写真は同じものであること

(2) 実務経験証明書（第1号様式）

所定の事項を記入後、証明者の署名と押印を確認して提出して下さい。

実務経験の記入が1枚に収まらない場合は、2枚目以降の様式を使用して下さい。その場合、経験年数の合計及び証明者の署名捺印は最初の用紙、受講申込者の氏名は全てに記入して下さい。

(3) 資格の証明

【資格等証明書】（受講申込書式2）

受講申込書の受講資格を満たす要件でチェックをいれた資格等の証明書を縮小コピーして貼付して下さい。

① 第一種電気工事士（試験合格）の方は、試験結果通知書（合格）を貼付して下さい。

なお、第一種電気工事士免状の方は、写真・登録番号・（5年更新を受けている方は）定期講習受講印が押印されているところまで全てコピーして貼付して下さい。

② 2級計装士（又は1級計装士）の方は、写真・登録番号・（5年更新を受けている方は）定期講習受講印が押印されているところまで全てコピーして貼付して下さい。

③ 2級施工管理技士（又は1級施工管理技士）の方は、合格証明書をコピーして貼付して下さい。

（登録番号・交付年月日・氏名・生年月日が判読できること）

【職長教育修了証】（受講申込書式3）

労働安全衛生法第60条による建設業としての職長教育修了証(受講者名、受講日が分かるもの)を縮小コピーして貼付して下さい。

- ① 職長教育修了証は交付日から講習申込日までに3年以上が必要
- ② 職長のための「リスクアセスメント教育」だけでは不可
- ③ 安全衛生責任者教育修了証だけでは不可
- ④ 労働安全衛生法第60条によるもの、又は労働安全衛生法施行規則第40条によるもの(12時間講習)は認められる。この記載が無い場合は、発行元に建設業の職長教育である内容の証明書を発行してもらい貼付して下さい。これができない場合は、職長修了証を貼付し、発行元に建設業の職長教育を確認したこと、及び確認日を記入して下さい。

(4) 受講料振込みの証明（受講申込書式4）

- ・取扱金融機関で受講料の振込みを済ませた「受領証」の写しを貼付して下さい。
- ・書類審査等で受講が認められない場合など、振込みされた金額を返金する時のため、お取引銀行（返金口座）を必ずご記入下さい。

(5) 受講受付票（受講申込書式5）

受講申込書に貼付したものと同一写真を貼付し、太枠線内に氏名（フリガナ）、生年月日を記入して下さい。受講番号、在席状況、通信欄は記入しないで下さい。

(6) 登録基幹技能者データベースの情報公開に係る同意書（受講申込書式6）

登録計装基幹技能者となられた方については、(一財)建設業振興基金が管理運営する登録基幹技能者データベースにご自身の情報が登録されます。情報を公開することについて、「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲み、署名（自筆）をお願いします。

(7) 宛名用紙（受講申込書式7）

宛名用紙を切り取り、差出人の住所・氏名・連絡先電話番号を明記して、A4サイズが折らずに入る大きさの封筒（角型2号）に貼付して下さい。受講申込書式1～6を同封し郵便局の窓口より簡易書留で送付して下さい。

13. 受講票の送付

受講票は、受講日の3週間前に受講者の現住所に送付いたします。受講日の1週間前までに受講票が届かない場合には、一般社団法人日本計装工業会あてにお問い合わせ下さい。

14. 講習プログラム

1 日目 受講受付：9:00～

講習科目	講習内容	講習時間
◆講習説明		9:20 ～ 9:30
I. 登録基幹技能一般知識に関する科目	I -1. 登録基幹技能者のあり方、役割と業務	9:30 ～ 10:45
	I -2. 計装工事の特徴	10:55 ～ 12:45
	昼食	12:45 ～ 13:45
	I -3. OJT 教育	13:45 ～ 14:05
II. 関係法令に関する科目	II-1. 建設業法及びその他関係法令	14:05 ～ 15:05
III. 建設工事の技術上の管理に関する科目	III-1. 施工管理	15:15 ～ 16:00
	III-2. 工程管理	16:00 ～ 16:45
◆解散		16:45 ～ 17:00

2 日目 受講受付：9:00～

講習科目	講習内容	講習時間
III. 建設工事の技術上の管理に関する科目	III-3. 資材管理	9:20 ～ 10:20
	III-4. 原価管理	10:30 ～ 11:40
	III-5. 品質管理	11:40 ～ 12:30
	昼食	12:30 ～ 13:30
	III-6. 安全衛生管理及び労働安全衛生法	13:30 ～ 14:40
	◆質疑応答	
◆認定講習修了試験	注意事項説明	15:05 ～ 15:15
	認定試験	15:15 ～ 16:15
◆回答用紙回収、解散		16:15 ～ 16:30

(注)・遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんので講習時間は厳守して下さい。

・受講開始前に受講に当たっての説明があります。

15. 認定講習修了試験

認定講習を受講した者は、引き続き認定講習修了試験を受けるものとします。

16. 受講時持参するもの

受講当日は必ず次のものを持参して下さい。

- ① 受講票 (受講票を忘れた人は受講できません)
- ② 筆記用具 (HB 以上の鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)

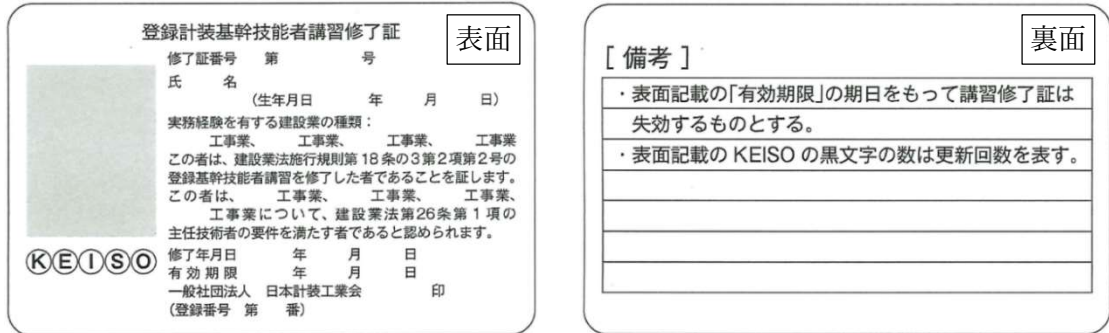
17. 講習修了証の交付

- (1) 認定講習を受講し、修了試験に合格した者は、「登録計装基幹技能者」として認定され、一般社団法人日本計装工業会に登録し、登録計装基幹技能者講習修了証が交付されます。
(2025年8月末日までに発行を予定)

登録計装基幹技能者は、このカード型の「講習修了証」を交付された者となります。

- (2) 登録計装基幹技能者講習修了証の有効期限は5年間です。
- (3) 有効期限5年間の経過する前年度に更新手続きの申請が必要となりますが、その方法については、改めて一般社団法人日本計装工業会ホームページに掲載いたします。

－ 登録計装基幹技能者講習修了証見本 －



18. 合格者の公表

可否の判定結果は、認定試験結果通知書により本人に通知します。

合格者の受講番号を日本計装工業会のホームページで公表します。また、登録基幹技能者データベース（建設業振興基金）に登録されますが、公開を希望しない場合は、その旨を同意書（受講申込書式6）に記入して下さい。

19. 試験問題の公表

認定試験問題・解答は、試験の可否の決定後1か月以内に、一般社団法人日本計装工業会ホームページに公表します。

20. 認定試験の不合格者の扱い

認定試験の不合格者に対しては、最初に不合格した年度の翌々年度まで新規講習の受講免除措置を与えます。但し、再受講を希望される場合は可能としています。

21. 再受験等

- ・再受験の手続き：認定試験の不合格者が翌々年度までに再受験する場合は、再受験願書に認定試験結果通知書の写しを添付し提出して下さい。
- ・再受験料：4,000円（再受講手数料 3,636円＋消費税10% 364円）
- ・再受講を希望される場合の再受講・再受験料：
8,000円（再受講・再受験手数料 7,273円＋消費税10% 727円）
- ・再受験が認められ、かつ再受験料の納入が確認されたときは、再受験者に対して試験会場、集合場所及び受験番号を記載した再受験票を交付します。
- ・詳細については、改めて一般社団法人日本計装工業会ホームページに掲載いたします。

22. 助成金のご案内 － 事業主のみなさま －

「登録基幹技能者認定講習」は、「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」の対象となっています。事業主の所在地を管轄する都道府県労働局、またはハローワークにて、手続きが出来ます。

※詳しくは厚生労働省ホームページ、都道府県労働局又はハローワークにおいてご確認願います。

助成金手続きは、講習を終了した日の翌日から起算して原則2ヶ月以内になります。

※助成金申請用の講習申込証明書及び技能者講習領収書は、講習当日に会場受付でお渡しします。
助成金を申請する際にお使い下さい。

23. 個人情報に関する基本方針

一般社団法人日本計装工業会（以下「本会」）は、個人情報の適正な取り扱いの重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、以下の「個人情報保護方針」を定め、個人情報の適正な管理・利用とその保護に努めます。

（１）個人情報保護方針

- 1) 高度な情報通信社会における情報の重要性を認識するとともに、個人に関する情報の権利を尊重し、情報の適切かつ必要最小限度の収集と、利用を行います。
- 2) 情報の安全管理措置を講じるなど適切な管理を行い、継続した改善を行います。
- 3) 情報に関する法令ならびにその他の関連規範を遵守します。

（２）個人情報の利用目的

本会は、以下の（３）で収集した個人情報を、次の目的に利用します。

- 1) 計装士技術審査の開催業務
- 2) 講習会（計装士技術維持講習／登録基幹技能者認定講習／本会が定める講習メニューによる講習会）の開催業務
- 3) 登録基幹技能者データベースへの登録
- 4) 本会で実施する会員調査・アンケート等の各種調査の実施とその分析業務
- 5) 本会に入会又は所属の会員・委員の方々等の名簿の作成及び入会又は所属状況等にかかわる管理業務

（３）個人情報の収集方法

本会は、申込書等の取引書類に記載された情報及び協会が運営するホームページのフォームに入力された情報を収集します。このほか会員・委員の方々等からの各種変更等のお届け書等に記載された情報を取得します。

（４）個人情報の第三者への提供

次の場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

- 1) ご本人があらかじめ同意されている場合
- 2) 必要な範囲以内での商品、講習会関連等の発送などを目的とする業務委託先に対する提供の場合
- 3) 法令に基づく場合又は公益のために必要であると公的機関から開示又は提供の請求があった場合

（５）安全管理

本会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

個人情報についてのお問い合わせ

一般社団法人 日本計装工業会

〒101-0031 東京都千代田区東神田2-4-5 東神田堀商ビル4階

URL <https://www.keiso.or.jp/>

電話 03-5846-9165

FAX 03-5846-9166